

第1章 環境を巡る動き

1 公害対策、環境保全から環境先進県の創造へ

我が国は、昭和30年代以降、工場の地方分散と地域格差是正を目指した地域開発が進められ、国民の生活水準は向上したが、それとともに、主として産業活動に伴う大気汚染や水質汚濁などの公害問題や、無秩序な開発行為による良好な自然の破壊が進行し、大きな社会問題となった。

これに対処するため、国においては、昭和42年に公害対策基本法が制定され、引き続き昭和45年には公害関係14法が制定・改正され、典型7公害を中心とした総合的な公害防止対策が進められた。続いて、環境行政を行う国の組織として、昭和46年には環境庁が設置され、また、昭和47年には自然環境保全法が制定された。

本県においては、昭和30年代から昭和40年代にかけての高度経済成長時代に工場等の稼働に伴う大気汚染と水質汚濁等の公害が発生したことから、昭和44年に愛媛県公害防止条例を制定し、大気及び水質の上乗せ排出基準の設定や法律に先んじた総量規制の導入を行った。また、東予地域における公害防止計画の策定や公害防止協定の締結、中小企業者に対する公害防止対策のための低利の融資制度の創設などを積極的に進めるとともに、県立自然公園条例や自然海浜保全条例の制定などの自然保護施策を展開した。さらに、企業や技術者による幾多の技術革新とその普及や、住民の理解と支持など様々な人の努力の結果、大気汚染や水質汚濁などの産業公害が改善され、自然環境保護に大きな成果を上げた。

このような行政による規制と、事業者の防止対策などの取組みにより、環境汚染は全般的に改善の方向に向かってきたものの、一方で近年の環境問題は、経済社会の進展や生活様式の変化に伴い、自動車排出ガスによる大気汚染や、生活排水等による河川・海域の汚濁、廃棄物の増大、不法投棄等に起因する都市・生活型公害に移行してきた。また、ダイオキシン類や環境ホルモン（外因性内分泌攪乱^{かくらん}化学物質）等の有害な化学物質による人の健康や生殖機能への深刻な影響が新たに顕在化し、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が大きな課題となってきている。こうした環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因する様々な要因が複雑に絡み合って環境に対して影響を与えており、従来の産業型公害のように汚染企業と被害住民という構図で説明できた公害とは基本的な構造の違いがある。また、地球環境問題のように、国境を越えて影響を及ぼすが進行が緩慢なためその姿が見えにくいものや、環境ホルモンのような化学物質問題のように、発生メカニズムや影響が十分に解明されておらず、対処が難しい問題も増えつつある。

このため、本県では従来の公害対策、環境保全型の行政から

- ・自然とのふれあいの創造
- ・快適な生活環境と景観の創造
- ・歴史的・文化的環境の保護と保存

による「快適な環境の保全と創造」を目指した環境先進県づくりに取り組んでいる。

2 新たな環境政策の動き

(1) 国の取組み

国においては、環境問題の構造変化や地球環境問題に対処し、環境への負荷の少ない社会の構築を図るため、従前の公害対策基本法に代わり、平成5年11月に新たな環境施策の基本的な枠組みを定めた環境基本法を制定するとともに、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成6年12月に「環境基本計画」が策定された。

平成9年6月には、大規模な開発事業に伴う環境破壊を未然に防止するため、環境影響評価法が制定された。環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その影響について事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表して、行政や地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

平成11年4月には、京都において開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）」の成果を踏まえ、実現可能な温室効果ガスの削減対策を講じていくことを目的とした地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務が規定され、各主体の取組を促進する法的枠組が整備された。

平成11年7月には、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRT法）や、ダイオキシン類に関する基準、規制等を規定したダイオキシン類対策特別措置法が制定され、化学物質に対する対策のための法整備がされた。

平成12年6月には、資源の消費が抑制され環境への負荷の少ない循環型社会を目指すため、循環型社会形成推進基本法が施行されるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が制定されるなど、循環型社会形成に向けた体系的な法整備が行われた。

平成12年12月には、中央環境審議会における国の環境基本計画の見直し作業が完了し、「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」と題する新しい環境基本計画が閣議決定された。

平成13年1月には、中央省庁の再編が行われ、環境省を中心とする環境政策の推進体制が整備された。

そして、平成14年5月には、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする土壌汚染対策法が公布された。

(2) 愛媛県の取組み

本県においても、健康で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代に引き継ぎ、県民、事業者、行政が一体となって創造していくため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定するとともに、平成8年3月には愛媛県環境基本条例を制定し、環境保全についての基本理念を定め、県や市町村、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

地球温暖化問題に対しては、平成13年3月に「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定し、

温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県のすべての機関において環境に配慮した様々な取り組みを進めている。

平成13年度には、地球温暖化対策などの計画策定を審議するために、愛媛県環境審議会に温暖化対策部会を設置するとともに、平成14年3月には、「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定し、県民、事業者及び行政が一体となって温暖化対策を推進している。

環境影響評価については、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外の事業について、環境影響評価を義務付けるため、平成11年3月に、愛媛県環境影響評価条例を制定した。

また、優れた瀬戸内海の自然環境を保全するため、海砂利採取の禁止を盛り込んだ「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」の改訂（平成14年7月31日告示）を実施するとともに、生物多様性の確保については、平成11年度から4箇年計画で、絶滅のおそれのある動植物とその生息・生育環境を保護・保全するための「愛媛県版レッドデータブック」を作成している。

循環型社会の構築については、平成12年3月に、「えひめ循環型社会推進計画」を策定するとともに、環境ビジネスを育成し循環型社会を構築するため、平成14年3月に、「えひめエコランド構想」を策定した。

また、平成17年度を最終年度とする廃棄物の減量及び処理に関する基本方針と目標を定めた「愛媛県廃棄物処理計画」を平成14年3月に策定した。

一方、廃棄物の不法投棄と土壤汚染防止対策については、廃棄物まがいの土砂等の埋立てを規制するため、平成12年3月に愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を制定した。

有害化学物質対策としては、平成12年度に、愛媛県立衛生環境研究所にダイオキシン類分析機器を整備したほか、愛媛県環境審議会に化学物質環境保全部会を設置し、有害化学物質による水質汚染等に適切に対応している。

さらに、さわやかな環境先進県を目指して、環境創造のための先進的技術や施策、自然環境再生の検討、研究等を総合的かつ計画的に実施するため、平成12年4月1日に愛媛県環境創造センターを設立し、環境微生物による水質浄化技術やダイオキシンの分解技術を開発するなど、「環境創造プロジェクト」を展開しているほか、平成14年4月には衛生環境研究所に環境科学室を新設して、資源環境、環境化学、生物環境に関する研究機能の強化を図った。

なお、これらの環境先進県づくりを進める各種の施策や事業活動における環境配慮を積極的・継続的に徹底するため、国際規格ISO14001の導入を進め、平成14年11月27日に認証を取得した。